

汚染土壤の浄化対策の概要

ボッシュレックスロス株式会社が地権者に土地を返還するにあたって、ボッシュレックスロス株式会社が自主的な土壤対策状況調査を実施し、浄化対策を行った。

以下にその概要を示す。

1 土壤汚染状況調査の実施（平成 21 年 8 月～平成 24 年 8 月）

<土壤汚染対策法に基づく調査（自主調査）>

- 土壤汚染等対策基準の第一種特定有害物質 11 物質、第二種特定有害物質 9 物質及び P C B について調査

2 調査結果

- 土壤溶出量調査の結果、土壤汚染等対策基準の土壤汚染溶出量基準を超過したものがあった。（シス-1、2-ジクロロベンゼン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物）
- 土壤含有量調査の結果、土壤汚染等対策基準の土壤含有量基準を超過したものがあった。（鉛及びその化合物）

3 土壤汚染対策

- 土壤汚染等対策基準の第一種特定有害物質の汚染対策として、土壤ガス吸引及び揚水処理による土壤対策を実施した。また、第二種特定有害物質の汚染対策として、汚染土壤の掘削除去を実施した。
- 平成 26 年 2 月の地下水モニタリング結果にて全対象特定有害物質が地下水環境基準以下であることを確認し、愛知県より承認を得た。

土壤汚染状況調査・浄化対策 実施箇所

